

## II 前計画の取組状況

表－II－1 前計画の取組状況（抜粋）

施策	1 効率的で安定した中間処理体制の確保
取組内容	<p>(3) 不適正搬入防止対策</p> <p>各施設への処理不適物の搬入を防止し、適正搬入を促進するため、23区と連携した一斉搬入物検査を徹底するほか、より効果的な手法についても検討を進めます。</p> <p>悪質な不適正搬入者への搬入指導を強化するとともに、清掃工場への搬入停止や搬入承認の取消など、条例、規則等の整備について検討していきます。</p> <p>また、水銀含有ごみの清掃工場への搬入防止については、23区及び東京都と連携し、対策を検討していきます。</p>
進捗状況	<p>23区と連携して行う一斉搬入物検査や、常時搬入物検査など各種取組により、不適正搬入の防止を図っています。</p> <p>処理不適物の搬入があった場合、区収集は、当該区に収集状況の改善を依頼しています。持込みは、悪質な不適正搬入者に対する検査を強化し、23区と協力して指導を行うとともに、処理施設に悪影響を与えるなどの悪質な搬入を行った持込業者に対する処分等の規定を定め、継続持込の停止処分を行っています。</p> <p>また、不適正搬入防止啓発用DVDを作成し、区民向け行事等で上映するほか、注意喚起ビラの配布等の啓発活動を行っています。</p> <p>なお、水銀含有ごみの混入による炉停止は、平成22年度から26年度までの間に17件、平成27年度から令和元年度までの間に5件発生しています。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>不適正搬入率<sup>*</sup>のうち、区収集は37.7%(平成27年度)に対し、35.1%(平成30年度)、33.1%(令和元年度)と高い水準で推移し、持込みは3.0%(平成27年度)に対し、6.3%(平成30年度)、5.6%(令和元年度)と増加傾向にあります。水銀含有ごみの混入は、搬入物検査で見つけることが非常に難しく、清掃工場での水際の対策では搬入を防ぐことが困難なため、23区及び東京都と連携し、排出者である区民、事業者に適正な排出を啓発していく必要があります。</p> <p><b>※検査を行った車両のうち、判定基準を超える処理不適物を積載した車両の台数の割合</b></p>
取組内容	<p>(4) 計画的な施設整備の推進</p> <p>ごみの安定的かつ効率的な全量処理体制が確保できるよう必要な焼却余力を確保した上で、各清掃工場の現況を踏まえた長寿命化の導入や地域バランス、耐用年数等を考慮した計画的な施設整備を確実に推進していきます。</p>
進捗状況	<p>施設整備は、計画どおり平成28年度に光が丘清掃工場、平成29年度に目黒清掃工場に着手し、令和2年度には江戸川清掃工場の建替えに着手します。</p> <p>また、&lt;以下省略&gt;</p>